

会議記録

附属機関の名称	熊谷市建築審査会
開催日時	平成22年12月27日（月） 午前10時から午前11時15分まで
開催場所	熊谷市役所議会棟第四委員会室
出席者	保岡哲也会長 藤間憲一職務代理 坂口昇委員 提案行政庁 堀越都市整備部長、 （熊谷市） 宇野参事兼建築審査課長、森田副課長、本間主査
傍聴人	0 名
問い合わせ先 （所管課）	都市整備部建築審査課（大里行政センター2階） TEL 0493-39-4809
内容	<p>【議題】 「建築基準法第43条第1項ただし書き許可に係る同意について」</p> <p>【内容】 榎春地内における建築基準法第43条第1項ただし書き許可議案（1件）についての審査を行った。（別紙「議事の要旨」参照）</p> <p>【その他】 「建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可に関する包括同意基準」に基づく報告について（2件）</p> <p>【内容】 包括同意基準に適合するとして許可した上記2件を報告した。</p>

議事の要旨

発言者	発言内容・決定事項
熊谷市	(前回と同一議案のため、議案の概要の確認及び前回出された意見に対する調査結果について説明、この際現地写真等も提示)
坂口委員	売払いが認められていないため通路は敷地の一部ではないが、殆ど申請者のみが利用している状況であるので県条例第3条ただし書の考え方を採用している。そして、この考え方に基づけば、特定行政庁として交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと言えるという説明だと理解しています。そこで一つ確認ですが、そうすると、この考え方に基づけば、敷地の形状がいわゆる旗ざお状のものは全て許可できるということになりませんか。
熊谷市	今回の議案は、実際の通路の利用が、専ら申請者のみという状況である、つまり占有性が認められるということを前提としています。通常同種の事例では、通路に沿って複数の利用者がある場合が殆どであり、そうした場合には許可に際しては包括同意基準に照らし拡幅の同意を求めます。このため、今回のように個別議案として提出させていただくことも稀有な事例と理解しています。
藤間委員	そこが重要な点だと思います。こういった場所は申請地周辺にもありますね。
熊谷市	結構あります。同じように実際の利用が殆ど一軒のみの場合でも、周囲が農地の場合には比較的拡幅の同意が得やすいようです。しかし、今回のように通路の周囲に宅地がある場合で利用が一軒のみという事例は殆どありません。
議長(会長)	その他意見がありますか。ないようですので採決したいと思います。(採決……全会一致で「同意」される。)